

生徒心得

集団の一員として、定められた校則を守ることは、集団生活に欠くことができないものである。その自覚を持ち、以下の生徒心得を守って行動すること。

1 通 学

(1) 登 校

通常は8時00分から8時45分までに登校し、学習その他の準備をする。

(2) 下 校

17時までに校門を出る。ただし、部活動その他で居残るときは18時30分を完全下校とする。

(3) 自動車、バイクによる通学をしてはならない。

- ・交通事故には注意すること。
- ・時間には余裕をもって行動すること。
- ・交通安全のルールを守ること。

2 校内生活

(1) 生徒同士の交流は互いに人格を尊重しあわなければならない。

(2) 言葉づかい、礼儀、態度を正しくし、校舎内外で本校職員、生徒、来賓に出会ったときは明るく挨拶をする。

(3) 生徒証、生徒手帳を常に携行する。

(4) 自己の所持品には学年、組、氏名を明記し、貴重品は身につけておく。また、各自、昇降口のロッカーや教室内の貴重品ロッカーを施錠して利用する。

(5) 教室内にあっては規律を守り、静肅を保ち、他の人に迷惑を及ぼすような言動を慎む。

(6) 常に清掃の徹底を期し、校舎、校庭など環境の清潔美化に努める。掃除当番は放課後掃除を行い、終了後担任または監督教員に報告する。

(7) 公共物を大切にし、教室、教材、教具の使用にあたっては丁寧に扱うこと。なお、学校の施設備品等を破損紛失したときは、ただちに経営企画室または学級担任に連絡する。故意の場合は、弁償することを原則とする。校舎内でボール等を使用する運動をしてはならない。

(8) 生徒間、特に男女間の交際は明朗健全で互いに人格を尊重し、真面目な態度で終始しなければならない。

(9) H R及び各種の学校行事は一般教科の学習と同様であるから理由なく欠席してはならない。

(10) 部活動に入部し、充実した学校生活を送るように努める。

(11) 上履きと下履きは区別して使用する。上履きで校庭や校舎外に出てはいけない。また、下履きで教室、廊下等校舎内に立ち入らないこと。なお、体育館は体育館履きを使用する。

(12) 授業・集会中の携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。

3 服裝規定

定められた正しい服裝で登下校し、学校内での生活を送ること。

1. 服装

(1) 以下の期間に応じた制服を着用すること（ワイシャツ、タイツ以外は学校指定のものとする）。

4/1～4/20…冬服

4/21～6/20…冬服または夏服

6/21～9/20…夏服

9/21～11/20…冬服または夏服

11/21～3/31…冬服

〈必ず着用するもの〉

・ブレザー（校章をつける） 　・ワイシャツ（白） 　・スラックスまたはスカート

・ネクタイまたはリボン

〈着用してもよいもの〉

・セーター、カーディガン、ベスト 　・タイツ（黒色の無地）

(2) 夏服着用期間は、ブレザー、ネクタイまたはリボンの着用を省略することができるが、ブレザーを着用する際には、必ずネクタイまたはリボンも着用すること。

(3) 冬服着用期間の登下校時は、ブレザーの上に防寒着を着用してもよい。

(4) 以下は禁止とする。

・制服以外のものの着用（防寒着は除く）

・体育着や実習着を、それらを使用する授業以外や特に指示がない場面で着用する

・ワイシャツの裾を出して着用する

・スカートを短くする（ベルト部分を折りたたむことも含む）など加工したものを着用する

2. 靴

〈外履き〉

運動靴または黒か茶の革製の短靴（ローファー等）を着用する。

〈上履き、体育館履き〉

学校指定のものを着用する。

3. 靴下

制服に合うものを着用する。ルーズソックス、ニーハイソックスは着用しない。

4. 頭髪

染髪、脱色、パーマ、エクステなどの加工をしない。

5. その他

・化粧をしない。

・装身具やカラーコンタクトレンズの着用をしない。

4 定期考查

教務部より示される「考查受験上の諸注意」を守る。

5 諸 届

(1) 土曜、日曜、祝祭日その他の休日に登校して校庭、校舎などの施設、設備を使用する場合は事前

に学級担任または部活動顧問を通して所定の手続きにより許可を受ける。また登校時と下校時に必ず教職員に連絡する。

- (2) 校内に掲示を必要とするときは、生活指導部に申し出てその指示を受ける。
- (3) 各種の願、届は、保護者より学級担任を通して校長あてに提出するのを原則とする。欠席届、遅刻届、早退届、忌引届、欠課届、外出願、体育時の見学届、異装願、及び通学時の乗り物利用についての届出・願はすべて生徒手帳の諸届・許可欄に記入の上、学級担任・担当教員に届出、願い出て、許可を受ける。

なお、これらについて具体的に示すと次のようになる。

- ① 欠席する場合は始業前に Teams などで学校・学級担任に連絡すること。1週間以上欠席する場合には医師の診断書を添えること。
- ② 進学・就職のための受験、部活動の公式試合等に出場するときは当日及び往復に要する日数を出席扱い（公欠）にする。ただし、事前に学級担任・教科担当に届け出る必要がある。
- ③ 遅刻した場合は、学級担任に届け出る。
- ④ 早退・欠課は前もって学級担任の許可を受ける。
- ⑤ 登校より下校時までは、校外に出てはならない。特に外出の必要のあるときは、外出許可を受ける。
- ⑥ 体育の授業を見学するときは理由を記入の上、教科担当に届け出る。
- ⑦ 特に異装を必要とする場合は、生活指導部の許可を受ける。

(4) 忌引の取扱いについて

忌引きの期間は原則として次のとおりとする。

- ① 父母 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日。
- ② 曾祖父母・伯叔父母・甥姪 1 日。
- ③ その他の同居の親族 1 日、父母の法事 1 日。

※授業のない日数も含まれる。なお、事情により移動日数を加算することができる。

②において同居の場合は、忌引き期間を 1 日加算することができる。

6 図書館利用規定

1. 開館時間

- ① 平日 8 時 40 分より 16 時 50 分まで。
- ② 長期休業中の開館・利用については別に定める。
- ③ 学校行事その他で臨時の開閉館時刻の変更及び休館等については、その都度連絡する。

2. 貸出・返却

- ① 貸出期間 2 週間
- ② 貸出冊数 1 人 5 冊まで
- ③ 貸出方法 本を借りる時は、カウンターで所定の手続きをとる。
- ④ 返却 返却する図書を持参しカウンターに提出する。
- ⑤ 雑誌はバックナンバーについては貸出可能。
- ⑥ 借りた本や資料を紛失、破損、汚損した場合は弁償することを原則とする。

3. 利用心得

- ① 館内では、全ての資料を自由に利用できる。利用後の図書は必ず元の位置に戻すこと。
- ② 図書館資料及び館内の機器、備品は生徒、教職員の共有の財産なので大切に扱うこと。
- ③ 館内では私語に注意し、静かに利用すること。
- ④ 館内では携帯電話での通話やゲーム、飲食を禁じる。
- ⑤ 貴重品は常に携帯し、席を離れる時など十分気をつけること。